


[ホーム](#)  
Home

[幼稚園検索](#)  
Kindergarten Search

[保育園検索](#)  
Day nursery Search

[子育ての秘訣](#)  
Child-nurturing Reading

[子育て地域情報](#)  
regional information

[子育て応援ドクター](#)  
Assistance Doctor



## 子育て地域情報

## Regional information

届け関連、健診・予防接種、一時保育、育児保育サービスなどの東京都23区の行政サービス情報を紹介

### 東京都23区・・・千代田区

[PDFのダウンロードはこちら](#)

	届け関連	必要書類の入手	期限	提出先	持ち物・提出物
1	出生届	産院で	生まれた日から14日以内※生まれた日を含む。	本籍地、届出人の所在地、出生地の市区町村の戸籍係 区民生活部総合窓口課 03-5211-4198・4199	届書 1通 出生証明書(出生届についてので医師、助産師などに記入、押印) 母子手帳 届出人の印鑑帳
2	出産育児一時金(国民健康保険)	インターネット		保健福祉部保険年金課 国民健康保険係  03-5211-4205	保険証・母子健康手帳・世帯主の印鑑・銀行等の口座番号
3	児童手当(国制度)	区役所	出生・転入日から15日以内に申請	教育委員会事務局こども・教育部こども支援課03-5211-4229	申請に必要なもの 1 健康保険証の写し(父母ともに所得がある場合、父と母) 2 1月1日現在、千代田区以外に居住していた場合、1月1日に居住していた市区町村長の発行する所得課税証明書(1~5月に申請する場合、前々年のもの父母ともに所得がある場合、父母の所得課税証明書が必要。) 3 1月1日現在、日本国外に居住の場合、戸籍の附票の写し又はパスポートの写し 4 年金加入証明書(厚生年金に加入し、国民健康保険組合に加入の方のみ必要。全国土木建築国民健康保険組合を除く。) 5 外国人登録証等の写し(請求者及び対象児童) 6 その他必要な書類
4	乳幼児医療費助成	インターネット	出生、転入日の翌日より14日以内に申請	実施(受付)場所 こども支援課手当・医療係 各出張所(受付のみ) 教育委員会事務局こども・教育部こども支援課 03-5211-4229	申請に必要なもの 1 お子様と保護者の名前が記載されている健康保険証の写し 2 1月1日現在、千代田区以外に居住していたときは、1月1日現在居住していた市区町村長が発行する所得課税証明書(1~9月に申請する場合は、前々年のもの。また、父母ともに所得がある場合は、所得額にかかわらず父と母の所得課税証明書が必要。) 3 1月1日現在、日本国外に居住の場合、戸籍の附票の写し又はパスポートの写し 4 年金加入証明書(厚生年金に加入していて、国民健康保険組合に加入の方のみ必要。全国土木建築国民健康保険組合を除く。)
5	国民健康保険の届け出		14日以内	保健福祉部保険年金課 国民健康保険係 03-5211-4205	国保に加入しているご家族の国民健康保険証
6	出生通知票(ハガキ)	母と子の保健バッグに同封	なるべく早く	保健福祉部・千代田保健所健康推進課 03-3291-3641	

	健診等	必要書類の入手	期限	提出先	持ち物・提出物
1	新産婦新生児訪問	母と子の保健バッグに同封	「出生通知票」を郵送	保健福祉部・千代田保健所健康推進課 03-3291-3641	先天性代謝異常等検査のお知らせ(兼申込書) 里帰り出産ではこの申込書は使えない
2	先天性代謝異常等検査	先天性代謝異常等検査のお知らせ	生後5~7日	出産医療機関	入院時に書類を提出
3	4か月児健康診査(BCG接種も含)	該当の方に通知		千代田保健所	母子健康手帳

	む)			千代田保健所麹町庁舎	
4	6か月児健康診査	受診票は3~4か月児健診の通知に同封		都内契約医療機関	母子健康手帳
5	9か月児健康診査	受診票は3~4か月児健診の通知に同封		都内契約医療機関	母子健康手帳
6	1歳6か月児健康診査・1歳6か月児歯科健康診査	該当の方に通知			母子健康手帳
7	2歳児・2歳6か月児歯科相談	なし			
8	3歳児健康診査・3歳児歯科健康診査	該当の方に通知		千代田保健所 千代田保健所麹町庁舎	母子健康手帳
9	予防接種 ジフテリア・百日せき・破傷風の3種混合(DPT)	生後3か月の頃予診票の冊子を個別に郵送	生後3か月から12か月	個別接種 医師会に委託した指定医療機関のうち希望する医療機関	3週間から8週間の間隔をあけて初回接種(3回)を行い、初回接種終了後から6月以上の間隔をおいて追加接種
10	予防接種 BCG	2か月に達する月の月末に予防接種の通知及び予診票等を発送	6か月未満	指定医療機関(千代田区内に限る)	予診票・母子健康手帳
11	予防接種 ポリオ	6か月から12か月児に予防接種の通知及び予診票等を対象児に送付 駿河台日本大学病院 小児科外来 住所:千代田区神田駿河台1-8-13 予約直通電話番号 03-3293-1938 月~金 午前9~午後4(予約は1回40人)	生後3か月から18か月(2回うける)	春・秋に駿河台日本大学病院(予約制)、千代田保健所及び麹町庁舎(保健所は予約不要)で実施日を設け1回目と2回目を実施	予診票・母子健康手帳
12	予防接種 麻しん(はしか)・風しん混合(MR)	10か月に達する月の月末	1歳から2歳未満	個別接種 医師会に委託した指定医療機関のうち希望する医療機関	予診票・母子健康手帳

	保育園	必要書類の入手	期限	提出先	持ち物・提出物
1	区立保育園・私立保育園	千代田区教育委員会事務局 こども・教育部こども支援課 03-5211-4229	●申込み締切日 希望月の前月15日(土・日・国民の祝日にあたる場合、前日又は前々日)。4月入園は別に期間を定めて受付(12月~1月頃)。3月入園は実施無し。	●申込み先 千代田区教育委員会事務局 こども・教育部こども支援課 :03-5211-4229	●申込みの必要書類 ◎保育園・こども園入園申込書 ◎保育ができない状況を証明する書類 1.仕事…勤務証明書 2.出産…母子手帳 3.病気や介護…診断書 4.心身に障害…身体障害者手帳・愛の手帳 5.大学等に通学…在籍証明書・学生証 ◎保育料決定のための書類 1.給与所得のみ…前年分源泉徴収票(写し可) 2.確定申告済…前年分確定申告書の控え(税務署受付印のあるものの写し) ★前年分の所得税が非課税の場合はいずれかの住民税の書類が必要。 1.前年度課税(非課税)証明書(写し) 2.前年度納税通知書(写し) 3.前年度特別区民税・都民税額決定通知書(写し)

	保育	必要書類の入手	料金	対象	持ち物・提出物
1	一時保育	(※緊急の場合、応相談) 希望の児童館等へ電話等で事前に予約。 【実施場所】 児童センター(西神田コスモス館) 一番町児童館 神田児童館 富士見児童館 教育委員会事務局こども・教育部 児童・家庭支援センター 03-5298-2424	1時間あたり500円(減額制度あり)【利用できる日・時間帯】 月曜日~土曜日9時~5時 (1日4時間以内・週3日以内)	満6か月~小学校就学前	初回時は、子どもが区民であることを証明できる書類(乳児医療証)  ・一時(いつとき)預かり保育事業利用申請書 ・一時(いつとき)預かり保育利用チェック表
2	緊急一時保育	利用予定日の前月の1日~利用日の2日前までに、各保育園に電話で、申込み。 親子面談有り。面談時に正式な申請書に記入。(面談時に、集団保育が困難と判断される場合、ご利用頂けない場合もあります。) 申し込みは随時 ◎申し込み受付	児童一人につき、1日1,600円(延長保育200円加算)	◎緊急一時的に保育が必要、保育が一時的に困難となる児童等 生後57日から小学校就学前	申請に必要なもの ◎一時保育申請書 ◎保育ができない状況を証明する書類 1. 仕事をしている方…勤務証明書 2. 出産の方…母子手帳 3. 病気や介護の方…診断書 4. 心身に障害のある方…身体障

		<p>こども支援課運営係(九段南1-6-11)Tel5211-4229(直)</p> <p>◎一時保育実施園</p> <p>麴町保育園(一番町4)Tel3261-7960</p> <p>神田保育園(神田淡路町2-15)Tel3253-6258</p> <p>西神田保育園(西神田2-6-2)Tel5215-9060</p> <p>飯田橋保育園(飯田橋3-9-17)Tel3264-1744</p> <p>四番町保育園(四番町11)Tel3234-2269</p> <p>いずみこども園(神田和泉町1)Tel3866-9938</p>			<p>害者手帳・愛の手帳</p> <p>5. 大学等に通学の方…在籍証明書・学生証</p>
3	病後児保育	<p>◎登録手続き(事前登録制)</p> <p>「登録申込書」に必要事項を記入、子どもが通う区内の保育園、認証保育所、保育室に提出◎利用手続き(必要書類は、病後児保育室、保育園、認証保育所、保育室他)</p> <p>1(予約) 利用前日までに、病後児保育室に電話で利用予約。 (予約受付時間 正午～5時30分。日・祝を除く。)</p> <p>2(診察) かかりつけの医師の診察を受け、「利用連絡票」に病状を記載。</p> <p>3(当日) 「利用連絡票」、「医療保険証」、「乳幼児医療証」を病後児保育室に持参。(必要書類・持ち物は、「病後児保育のしおり」をご覧ください。)</p> <p>4(予約なし) 空きがあり、利用に支障のない時は、当日の電話予約でも利用可能 【実施施設(病後児保育室)】 ポピンズナーサリー一番町(認証保育所) Tel・Fax: 03-3230-2109</p>	<p>月～金の8時30分～5時30分まで。土・日曜日、祝日、年末年始は利用できません。 1回につき連続7日間を限度。</p> <p>【利用料】 子ども1人につき 1日2,000円。平成18年度中は初回利用時に限り無料。 (生活保護世帯等は利用料の減免有) 昼食及びおやつ代は別に加算。 (昼食370円、おやつ210円)</p>	<p>6か月から就学前までの児童で、病気の回復期</p>	<p>●初回に提出する資料中野区病後児保育事業利用申込書 中野区病後児保育事業医師連絡票(医療機関の医師の証明) 中野区病後児保育事業家庭連絡票</p> <p>◆持ち物 利用日には、着替え、おむつ、お尻用ウェットティッシュ、おしぼりタオル、エプロン、バスタオル、汚れ物入れ用ビニール袋等の内、必要な物。年齢等により異なりますので、実施施設に確認のこと。 聖オディリアホーム乳児院をご利用の場合は、印かん。</p>

	育児支援	必要書類の入手	料金	対象	持ち物・提出物
1	ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター 電話:03-3256-8161	<p>月～土曜 9時～5時 (日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く) ※事前に予約をしてからセンターへ。</p> <p>月～土の9時～5時…1時間 800円</p> <p>月～土の7時～9時、5時～9時…1時間 1,000円</p> <p>日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)…1時間 1,000円</p>	6か月～小学校6年生	<p>申請に必要なもの</p> <p>会員登録申請書</p> <p>会員(保護者等)の顔写真(3cm×4cm 1枚、スナップ可)</p> <p>身分証明書</p> <p>印鑑</p>
2	育児支援ヘルパー事業	まず、電話でご相談ください。 教育委員会事務局こども・教育部 児童・家庭支援センター 03-5298-2424。	<p>【利用期間】 母子健康手帳取得時から産後3ヶ月を通じて48時間まで(例:5月1日出産の場合は、8月1日まで) 多胎出産の場合、1年以内で更に50時間を限度で支援サービスが利用可。 日・祝・年末年始(12月29日～1月3日)は除く</p> <p>【利用時間】 午前9時～午後5時までの時間帯で、1日連続して4時間まで(1時間単位)(2時間・3時間・4時間 いずれかをお選びください)</p> <p>【実施(受付)場所】 依頼者のお宅</p> <p>【負担費用】 区からお送りする納付書で費用を納入。</p>	<p>出産前後のため身の回りのことや育児・家事が困難となっている方</p>	<p>・育児支援ヘルパー事業利用申請書(所定様式)</p> <p>・母子健康手帳(出産予定日や出生時の状況などを確認)</p> <p>・印鑑</p> <p>・家族全員の所得のわかる書類(源泉徴収票、または所得証明書)</p>
3	こども園	<p>こども園は、保育園と幼稚園を組み合わせ、0歳児から5歳児の子どもを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設</p> <p>●申込み先・申込み締切り日 長時間保育は保育園と同じ。 短時間保育は、こども園に直接申込み(4月入園は10月頃)。 教育委員会事務局こども・教育部 こども支援課 03-5211-4229</p>	<p>☆保護者が子育てに不安がある(育児放棄)など、保育が必要と認められる場合</p> <p>※0歳児の入園日は、生後57日を過ぎた日の翌月の1日から。</p> <p>◎3～5歳児クラス</p> <p>☆長時間保育＝上記0～2歳児クラスと同様。</p> <p>☆短時間保育＝原則として和泉小学校通学区域内在住 ただし人員に4名以上空きがあった場合には通学区域外の方も可 ●保育時間</p> <p>◎0～2歳児・3～5歳児の長時間保育児</p> <p>☆開園時間は、7時30分～6時30分</p>	乳幼児0歳～5歳	<p>●申込みの必要書類</p> <p>◎0～2歳児・3～5歳児の長時間保育</p> <p>こども園入園申込書の他、保育ができない状況を証明する書類、保育料決定のための書類、居住を確認できる書類(電気・水道・ガス料金領収書の写し等)が必要。</p> <p>◎3～5歳児の短時間保育を希望する場合</p> <p>こども園入園申込書の他、保育料決定のための書類、住民票、居住を確認できる書類(電気・水道・ガス料金領収書の写し等)が必要。</p>

			<p>☆延長保育時間は午後6時30分～午後7時30分(1歳児クラス以上) (申込みはこども園へ。別途 保育料) ◎3～5歳児の短時間保育児 ☆保育時間は8時40分～1時50分</p> <p>☆預かり保育＝保護者の都合により一時的に保育が必要になった園児を開園日時に預かり保育。 (申込みはこども園へ。別途 保育料) ●保育料・給食費 0～2歳児クラスは保育園保育料に準じます。3～5歳は千代田区ホームページを参照のこと。</p>		
4	緊急一時保育等家事援助	<p>まず、電話でご相談。 児童・家庭支援センター(神田さくら館6階) 電話:03-5298-2424</p>	<p>【派遣期間】 2週間程度を基本とし、原則として1か月以内。日曜・祝日・休日・年末年始を除きます。</p> <p>【派遣する時間】 午前7時から午後7時までの間で、一日につき9時間以内(ヘルパーの休憩時間1時間を含みます)。</p> <p>【負担費用】 主として生計を維持する保護者の課税状況に応じて計算。</p>	<p>日常生活でお困りの時に、一時的にヘルパーを派遣し、家事などのお手伝いをします6週間から小学校就学前又は義務教育修了前</p>	<p>申込に必要な書類 1. 保育委託申込書(所定様式) 2. 家庭状況書(所定様式) 3. 保護者の状況を証明する書類(所定様式)</p>
5	区立幼稚園	<p>・申込書配布:10月初旬 ・受付:10月中旬 ・配布・受付場所:希望する幼稚園 ・申込園数:一人につき1園 ※重複申し込みをされた方は、無効 教育委員会事務局こども・教育部 こども総務課 03-5211-4273</p>	<p>◇保育料 (1)入園料:1,000円 (2)保育料:月額4,000円(年額44,000円)</p>	3歳児・4歳児・5歳児	<p>・入園申込書 ・住民票(世帯全員のものが続柄が記載されているもの)1通 ・世帯主・保護者名義の居住を確認できる書類(公共料金の領収書の写し、住宅の売買・賃貸契約書の写し、貸与証明書の写し等)</p>
6	私立幼稚園等園児保護者補助金		<p>補助額は下記のとおりです</p> <p>1.非課税となる世帯 在園児ひとりにつき 月額7,200円 二人目以降 7,200円 2.世帯の市区町村民税所得割額が、34,500円 以下 月額5,500円 二人目以降7,200円 3.世帯の市区町村民税所得割額が、183,000円以下 月額4,500円 二人目以降6,600円 4.世帯の市区町村民税所得割額が、216,700円以下 月額3,400円 二人目以降6,000円</p>	<p>区内在住で、お子様が私立幼稚園に通園されている保護者</p>	<p>申請書・園児在籍証明書・口座振替依頼書(区指定)・所得課税証明書 ※なお、申請書類等は、幼稚園を通じて配布しています。ただし、千代田区に転入した場合には、こども支援課までお問合せください。</p>
7	次世代育成手当	こども支援課手当・医療係	<p>対象児童1人につき 第一子・二子 5,000円(月額) 第三子目以降 10,000円(月額) ※平成19年4月分からは、3才未満のお子様には、第二子目までも月額10,000円になります。 ※平成19年9月分までは、小学生には1,000円(1人につき月額)を加算します。</p>	<p>0～18歳(18歳に達してから最初の3月31日までの間)の児童を養育している千代田区在住の主たる生計維持者 ※所得制限はありません。 ※児童手当と重複して受給はできません。 ※区民税、国民健康保険料、区立保育園・こども園・幼稚園保育料の滞納、各種手当の未返還、区民税の未申告の方は受給できません。</p>	<p>1.認定請求書 2.健康保険証の写し ※ 父母共に所得がある場合、父母2人分が必要です。 3.1月1日現在、千代田区以外に居住していたときは、1月1日に居住していた市区町村長の発行する所得課税証明書(1～5月に申請する場合は、前々年のもの。また、父母ともに所得がある場合には、父と母の所得課税証明書が必要です。) 4.1月1日現在、日本国外に居住していた場合は、戸籍の附票の写しまたはパスポートの写し 5.年金加入証明書(厚生年金に加入していて、国民健康保険組合に加入の方のみ必要。ただし、全国土木建築国民健康保険組合を除く。) 6.外国人登録証等の写し(請求者及び対象児童) 7.その他必要な書類</p>

[top ▶](#)
[➔ 掲載一覧をみる](#)

園の情報につきましては、公開されている情報を整理したものです。  
実情と異なる場合がありますので、入園を検討される場合には必ず各園にお確かめください。